

「都市計画公園・緑地の整備方針」改定の概要

都市計画公園・緑地の整備方針

- 【作成】 東京都・特別区・市町(計52自治体)
- 【経緯】 平成18(2006)年3月に策定 平成23(2011)年12月第1回改定(前整備方針)
前整備方針計画期間が令和2年度末に終えるため改定
- 【概要】 都市計画公園・緑地内の未供用区域について、今後10年間に優先的に整備する優先整備区域を設定し、事業化計画として定め、公表

改定検討の経緯

- 平成30年12月 都区市町合同改定検討委員会にて検討を開始
- 令和元年度 改定委員会(委員:部長級) 2回(8月、令和2年1月)
同幹事会(幹事:課長級) 3回(5、9、11月)
パブリックコメント(令和2年2月13日~3月19日)
- 令和2年度 改定委員会(委員:部長級) 1回(6月)

◆前整備方針とこれまでの成果

- 平成23年に都・区・市・町計52自治体で優先整備区域433haを設定
- 平成30年度末現在、316ha(約73%)が事業中、109ha(約25%)が供用済

◆改定のポイント

- 「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、新たな優先整備区域を設定し、都市計画公園・緑地の整備を促進
- 優先整備区域拡大のルールの特化
- 優先整備区域内の建築制限の緩和

改定の概要

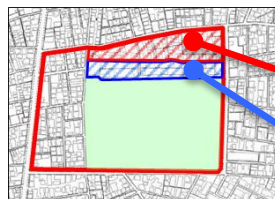
I 事業化計画の更新、評価基準等の改定

- ◆ 計画期間 : 令和2年度から令和11年度までの10年間
- ◆ 事業化計画:「優先整備区域」を区域設定の評価基準に基づき、都・区・市・町が設定
⇒今回改定で約530haを設定予定(現行より約97ha増)。下表参照

事業主体	今回設定優先整備区域		平成23年12月設定優先整備区域		
	公園・緑地数	優先整備区域 設定面積	公園・緑地数	優先整備区域 設定面積	事業中 (平成31年3月 末現在)
東京都	44	282ha	42	282ha	192ha 68%
特別区	60	49ha	56	54ha	41ha 77%
市・町	60	198ha	56	97ha	83ha 86%
全体	164	530ha	154	433ha	316ha 73%

◆優先整備区域設定の評価基準を一部改定

「都市づくりのグランドデザイン」に掲げる都市像、地域の取組を踏まえ評価基準を改定
⇒丘陵地、崖線等の骨格的な緑の保全、にぎわいの創出、地域の防災性向上など



優先整備区域設定イメージ

- 都市計画公園・緑地
- 優先整備区域(新規事業化区域)
- 優先整備区域(事業促進区域)
- 開園区域

II 整備方針改定後に都市計画決定した公園・緑地の優先整備

◇「緑確保の総合的な方針」に示されている「確保地(水準1)から(水準3)」
又は、評価基準を満たす区域は、優先整備区域として拡大

III 優先整備区域内の建築制限の緩和

◇優先整備区域の建築制限を緩和(令和2年10月1日施行予定)し、木造・鉄骨造等で3階建が建築可能に(5自治体は緩和しない意向)

IV 多様な事業主体との連携等の推進

◇公園まちづくり制度の推進など、今後の検討の方向性を提示